佐賀県告示第二百四号

より、 生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定に 国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 生活保護法 指定介護機関から次 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項及び 第十四条第四項においてその例によるも のとおり事業所の所在地等を変更した旨の のとされた 届出があ 中

平成二十三年六月二十八日

佐賀県知事 古 川

康

			ンター
七 平 • 成 一 二 •	四号四号库南一丁目七番二	ト株式会社	旧 社佐賀在宅 アースサポ
			新ート佐賀
六 ・ 一 四	三一二番地六 小城市三日月町長神田二	議合名	護事業所
平成二二	番地	N 成 万 比 余 届 —————————————————————————————————	止 協養 試 方 引小城市 社 会 福
六 · 一 四	二二番地「一工」		護事業所
平成二二	番地	成 会 庁 福	止 協 義 A: 方 引 小 城 市 社 会 福
変更年月日	事業所の所在地	開設者の名称	事業所の名称